

# 公益財団法人アジア共生教育財団

2020年度事業計画変更計画書（2021年5月26日変更）  
（2020年8月1日～2021年7月31日）

新型コロナ感染者が激増しており、海外からの渡航者の来日が制限されているので、2020年度の事業計画を以下の通り変更する。

## ◎ 事業計画

### 第1. 奨学金事業

#### 1. (事業の内容)

専門学校の介護福祉科に在学し、卒業後日本の介護施設に就職し介護福祉士として働くことを希望するアジア国籍の留学生に奨学金を給与すること。

#### 2. 奨学生1人に対して、1ヶ月2万円・年間24万円を給与する。

募集人員を当初計画では50人としていたが、新型コロナの影響で他の事業収入が減額するので採用する奨学生を年間5名とし、奨学金の総額は120万円とする。今回の奨学生は、日本語検定N2又はN1の合格者でわが国において介護の外国人労働者の中でリーダーとして活躍する意欲のある人に限定して採用する。

#### 3. 前記2の指定校を定める基準は、専門学校に問い合わせ留学生数等を確認し、理事長及び常任理事2名の協議により決定する。

#### 4. 奨学生の決定は、奨学金の給付を希望する学生の公平を期すため以下の方法をとる。

(1) 指定校宛に奨学生推薦の依頼書を送付。このとき当財団作成の奨学生募集要領を学校に同時に送り、学内に掲示してもらい、併せて当財団ホームページにも奨学生募集要領を掲載する。

学校が推薦する基準は、専門学校で上位の成績を修めかつ経済的理由により修学困難な者とする。

(2) 指定校は、学内に当財団の募集要領を掲示する等をして奨学生希望者を募集し、学内選考をしたうえで学校名で当財団に対し推薦してもらう。

(3) 当財団に奨学生選考委員会(委員は理事3名・外部委員1名)を作り、同委員会に於いて学校から推薦を受けた候補者の書類を審査し合格者を決定する。

## 第2. 技能実習生受入事業

### 1. 外国人技能実習制度監理団体許可の取得

当財団は2020年12月16日内閣府から公益認定を受け、監理団体許可を申請中で、2021年3月に許可された。

### 2. 監理団体許可取得後の受入

監理団体の許可が下りた後技能実習生の受入れが可能となったが、新型コロナの問題で実習生の受入に関する手続きは進んでいない。今年度の技能実習生の受入事業はゼロ人となる可能性がある。そこで、今年度の技能実習生事業の売上をゼロとする。しかし、今後の受入のための活動は着実に進めて行く。

## 第3. 研修事業について

### 1. 研修センターの現状

2020年3月29日研修センターの開所式を行う予定であったが、新型コロナウイルスの影響で開所式が延期となり、他の監理団体から昨年4月以降には60名の受講申し込みがあったが、新型コロナウイルスのため外国人の入国ができない状態が続いていた。技能実習生の入国が制限されていたが昨年8月には一部解除され昨年9月29日13名・10月31日から17名の研修生を受け入れた。この2回は、レジデンストラックの制度で入国後14日間は、1人1室で生活した後の14日間だけ研修するというものであった。

### 2. 2021年1月以降の研修事業について

2021年1月以降の研修事業は、レジデンストラック期間中も含めて研修受入れを開始した。2021年1月下旬から35名受入れたが、それ以降受入れはゼロである。新型コロナの感染者は、世界的に増加しており収束の見込みは現在のところ立たない。本年4月以降の研修生の受入れはゼロとなる見込みである。わが国において本年5月からコロナワクチンの接種が本格的に開始され、世界的にもワクチン接種者が著しく増えているので、来年には収束に近づき研修生の受入れが可能と思われるので、そのための準備を進める。昨年9月～本年4月までの間に合計51名受入れし期間中の売上は354万円であった。

## 第4. 変更する理由の要旨

当初予算では、技能実習事業1, 200万円・研修事業2, 500万円の売上を予定していたところ、実情は研修事業354万円の売上だけで3,346万円の売上が減額となる。売上に比例して経費も少なくなる場所もあるが、固定費は減らすことができない。収入として理事長からの寄付金1,800万円は確定しており、研修事業354万円・合計2,154万円の収入

があるので、この範囲内で支出を組み直し赤字とならないようにする必要がある。そこで、人件費その他の諸経費を切り詰めたが、固定費の切りつめは困難であるので、今年度の奨学金を給付する対象者を当財団設立当初の1期生・2期生は5人～6人であったので、今期は5名とすることとした。

以上